

江北町公告第4号

公 告

地域計画の公告について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定に基づき地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）を定めたので、同法第19条第8項の規定によりその旨を公告する。

令和7年3月31日

江北町長 山田 恭 輔



記

地域計画を策定した地区

- (1) 惣領分地区
- (2) 佐留志地区
- (3) 八町地区
- (4) 下小田地区
- (5) 上小田地区
- (6) 山口地区